

報告第23号

放棄した債権の報告について

小松島市債権管理条例（平成27年小松島市条例第13号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月3日報告

小松島市長 中山俊雄

放棄した債権の報告について

1 債権の名称

- (1) (昭和60年3月21日付け契約) 宅地取得資金貸付金
- (2) (昭和60年12月11日付け契約) 住宅新築資金貸付金

2 債務者

A (契約時の氏名:)

3 債権の件数及び額

- (1) 宅地取得資金貸付金1件
未払いの元金利息金2,966,880円及びこれに係る違約金
- (2) 住宅新築資金貸付金1件
未払いの元金利息金6,690,544円及びこれに係る違約金

4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第1号該当

(理由)

債務者 A が借り入れた第1項の貸付金を原資として取得した土地及び新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立て、売却されたが、売却代金額が債権額に満たなかった。

また、債務者 A 及び 連帯保証人 B は、生活保護法の適用を受け、連帯保証人 C は、生活保護法の適用を受けているに準じる状態であり、資力の回復が困難であることから、これ以上の債権回収が困難であるため。